

相談先一覧

相談窓口	内 容	対象	連絡先
医療的ケア児等コーディネーター (芦屋市社会福祉協議会)	医療的ケア児等の家族等から、日常生活・医療・教育・保育等の相談に応じます。	こども 全般	TEL：32-7530 FAX：32-7529
芦屋市こども家庭・保健センター (妊産婦担当)	妊娠期から乳児期の相談に応じます。	妊娠・ 出産後	TEL：31-0611 FAX：31-0647
芦屋市こども家庭・保健センター (母子保健係)	乳幼児期の育児や食事等、健康の相談に応じます。	就学前 まで	TEL：31-1586 FAX：31-1018
芦屋市こども家庭・保健センター (子育てセンター)	乳幼児期の子育て全般の相談に応じます。	乳幼児	TEL：31-8006 FAX：31-8006
芦屋市こども家庭・保健センター (こども家庭総合支援担当)	こどもと家庭に関わる様々な相談に応じます。	こども 全般	TEL：31-0643 FAX：31-0647
芦屋市特別支援教育センター	特別支援教育に関する教育相談等に応じます。	こども 全般	特別支援教育センター TEL：31-0654 保健安全・特別支援教育課 TEL：38-2144
芦屋市障がい者相談支援事業	障がい福祉サービス利用に必要な手続きや計画相談事業所を紹介します。	こども 全般	TEL：31-0692 FAX：32-7529
芦屋健康福祉事務所 (芦屋保健所) 地域保健課	小児慢性特定疾病・難病に関する手続きや相談に応じます。	こども 全般	TEL：26-8152 FAX：38-1340
芦屋市役所 障がい福祉課	障がい種別に関わらず、援護・育成・更生についての相談・助言を行い、必要に応じて関係機関を紹介します。	こども 全般	TEL：38-2043 FAX：38-2160
芦屋市役所 こども政策課	18歳未満のこどもに関する障がい児通所支援サービスについて相談・助言を行い、必要に応じて関係機関を紹介します。	こども 全般	TEL：38-2045 FAX：38-2190

芦屋市子育てサポートブック [わくわく子育て]

このサポートブックは、妊娠中の方や就学前のこどもがいる保護者の方に、芦屋市の最新の子育て支援サービスをわかりやすくご紹介するため毎年発行しています。



あしやねっと♪

あしやねっと♪は、芦屋市に住む障がいのある人とその家族、支援者などに役立つ情報をお届けするポータルサイトです。



らいふ&すまいる ～えがお つなぐ あしやライフプラン～

障がいのある人の「現在地」がわかるライフステージのフロー図や事例、相談先がわかるツールです。二次元コードから画像や動画も見られます。



医療的ケアが必要なこどものための支援ガイドブック

芦屋市医療的ケア児等コーディネーター（芦屋市社会福祉協議会）
〒659-0051 芦屋市呉川町 14-9 芦屋市保健福祉センター TEL.0797-32-7530



支援ガイドブックの
ダウンロードはこちら

発行：令和8年3月

医療的ケアが必要な
こどものための支援ガイドブック

～ 芦屋市版 ～



令和8年3月 第1版

医療的ケア児等コーディネーターにご相談ください

はじめに

たんの吸引や経管栄養、人工呼吸器など日常生活を営むために医療を必要とするこどもを「医療的ケア児」といいます。こども家庭庁の資料によると、医療の進歩などを背景にここ10年で約2倍に増加し、現在、全国で約2万人以上の医療的ケア児が暮らしていると推計されています。

この支援ガイドブックは、医療的ケアが必要なこどもとその家族、支援関係者のために、相談窓口や支援制度を紹介しています。医療的ケアを受けながら安心して暮らすことができるようお役に立てると幸いです。



医療的ケア児支援法って？

正式名称は、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」であり、令和3年9月に施行されました。

医療的ケア児の健やかな成長を図り、その家族の離職を防止し、安心してこどもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することが法律の目的です。「医療的ケア児」を法律上で定義し、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを初めて明文化した法律です。

医療的ケア児等コーディネーターって？

医療的ケア児等とそのご家族に対してサービスを紹介し、日常生活、医療、教育・保育などの各分野にわたり必要なサービスを総合的に調整します。

また、関係機関と医療的ケア児等とその家族をおつなぎします。お気軽にご相談ください。

<役割>

- 出産後
病院から在宅生活へ移行する時の退院前カンファレンスに出席し、退院後の生活に必要な支援の調整を行います。
- 家庭生活
家庭訪問や電話により、保護者などの困りごとに対する相談に対応します。
- 医療・福祉
日常生活に必要な医療（通院、リハビリ、訪問看護等）や福祉サービス（児童発達支援事業、短期入所等）、各種制度についてご案内します。



医療的ケア児等コーディネーター相談窓口 芦屋市社会福祉協議会

- 時間：午前9時～午後5時（月～金曜日 ※祝日・年末年始を除く）
- 場所：芦屋市保健福祉センター1階（芦屋市呉川町14-9）
- 電話：32-7530（お越しの際は事前にご連絡ください）



医療・福祉サービス

訪問診療

外来通院が困難で長期の療養を必要とする方に対し、医師が定期的に自宅を訪問し、診察、薬の処方、予防接種、療養上の相談等を行います。24時間対応の電話相談や臨時の訪問を行う機関もあります。



訪問看護

医師が必要と認めた方に、看護師が自宅に訪問し、主治医の指示のもと、こどもの病状の観察や体調の確認、医療的ケアなど、相談等を行います。

訪問リハビリ

医師が必要と認めた方に理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等のリハビリ専門職が訪問し、主治医の指示のもと、こどもの発達を促すためのリハビリテーションを行います。

訪問リハビリ（理学療法：PT）

身体を動かす、寝返る、座る、這う、歩くなどのトレーニングをします。また、呼吸ケアや循環改善のリハビリテーションも行います。

訪問リハビリ（作業療法：OT）

運動機能のトレーニングに加え、食事や排せつ、着替えや整容（顔を拭く、歯を磨く）等にかかる、活動の工夫や練習も行います。意思伝達装置の調整や操作練習を行うこともあります。

訪問リハビリ（言語療法：ST）

食べる、飲むといった摂食えん下機能、言語を理解する、話すといった言語機能、文字や絵カードを使った意味の理解やタブレットを用いた代替コミュニケーションのトレーニングを行います。

障がい児機能訓練事業 （理学療法・作業療法・言語療法）

市内在住の心身の発達やことばに心配のある児童（18歳まで）に対して、生活の自立や集団生活への適応を手助けすることを目的とした機能訓練を行います。

利用料：1回400円（非課税世帯・生活保護世帯は無料）
申込・お問合せ：【就学前】障がい福祉課（TEL：38-2043 / FAX：38-2160）
【就学後】障がい者相談支援事業（TEL：31-0692 / FAX：32-7529）

児童発達支援事業

就学前で発達に支援が必要なこどもに対して、日常生活における基本的な動作及び知識技術の習得、集団生活への適応のための支援等を行います。また、肢体不自由があるこどもに対し、治療を行います。

居宅訪問型児童発達支援事業

重度の障がいがあり、外出が困難なこどもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援等を行います。

放課後等デイサービス事業

小学生～高校生までの就学※しているこどもに対して、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進等の支援を行います。

※学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園、大学除く）または専修学校等

保育所等訪問支援事業

こどもが通っている学校園所に訪問し、集団生活に適応できるようにサポートします。

日中一時支援事業

介護を行っている家族が一時的に介護できない場合などに、日中に活動できる場を提供し、支援を行います。

短期入所（ショートステイ）

居宅において介護を行っているご家族が病気になった場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事等の介護等を行います。

医療費・手当制度（一部抜粋）

事業名	対象・内容	所得制限	学 齢 前	18 歳 未 満	18 歳 〜	連絡先
乳幼児等・ こども医療費助成	健康保険が適用される医療費について、自己負担金の全部または一部を助成する制度です。0歳から小学3年生までは〔乳幼児等医療費助成制度〕、小学4年生から18歳到達後、最初の3月31日までは〔こども医療費助成制度〕になります。	無				芦屋市こども福祉部福祉室 地域福祉課・福祉医療係 ☎ 38-2076
未熟児養育医療	身体の発育が未熟なまま出生した子（未熟児）で、指定養育医療機関において医師が入院養育を必要と認めた方に入院医療費の給付を行います。	無				芦屋市こども福祉部こども家庭室 こども家庭・保健センター ☎ 31-0611
小児慢性特定疾病 医療費助成	小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、医療費の負担軽減を図るため、その医療費の一部を助成します。	無				芦屋健康福祉事務所 地域保健課 ☎ 26-8152
難病医療費助成	指定難病について、治療方法の確立等に資するため、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の一部を助成します。	無				芦屋健康福祉事務所 地域保健課 ☎ 26-8152
障がい者 医療費助成	身体障害者手帳 1～3 級、療育手帳 A・B1、精神障害者保健福祉手帳 1～2 級をお持ちの方で、健康保険が適用される医療費について自己負担金の一部を助成。中学 3 年生までは、乳幼児等・こども医療費助成制度が適用され、高校生相当の方は所得の状況に応じて「こども医療費助成制度」がどちらかが適用されます。	有				芦屋市こども福祉部福祉室 地域福祉課・福祉医療係 ☎ 38-2076
自立支援医療 （育成医療）	18歳未満で身体に障がいがあり、確実に治療効果が期待できる手術などの医療を受ける方が対象。指定医療機関において医療保険を使った治療費の自己負担部分を補助します。	有				芦屋市こども福祉部福祉室 障がい福祉課 ☎ 38-2043
自立支援医療 （精神通院医療）	てんかん等に関して、通院による医療を継続的に要する病状の場合、医療費の一部を県で負担します。	有				芦屋市こども福祉部福祉室 障がい福祉課 ☎ 38-2043
障害児福祉手当	身体または精神に重度の障がい有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に支給します。 〔支給月 2 月・5 月・8 月・11 月〕	有				芦屋市こども福祉部福祉室 障がい福祉課 ☎ 38-2043
特別児童扶養手当	精神または身体に障がい有する20歳未満のこどもを監護している親または養育者に支給します。 〔支給月 4 月・8 月・11 月〕	有				芦屋市こども福祉部福祉室 障がい福祉課 ☎ 38-2043
重度心身障害者（児） 介護手当	居家で6か月以上寝たきりの状態である重度の身体障がいまたは知的障がいのあるこどもを家庭で介護している方に支給します。 〔支給月 2 月〕	有				芦屋市こども福祉部福祉室 障がい福祉課 ☎ 38-2043
補装具の交付・修理	身体障がいを補うための補装具の購入・修理・借受の費用を支給します。事前の申請が必要です。	無				芦屋市こども福祉部福祉室 障がい福祉課 ☎ 38-2043
日常生活用具の給付	障害者手帳・特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方の日常生活の利便をはかるため用具を給付します。事前の申請が必要です。	有				芦屋市こども福祉部福祉室 障がい福祉課 ☎ 38-2043
障害者手帳	障がいにより、生活に困難が生じている方が、相談・助言・療育・サービス等を受けるためのものです。身体障害者手帳（1級～6級）、療育手帳（A・B1・B2）、精神障害者保健福祉手帳（1 級～3 級）があります。	無				芦屋市こども福祉部福祉室 障がい福祉課 ☎ 38-2043

保育所（園）、認定こども園、幼稚園における支援

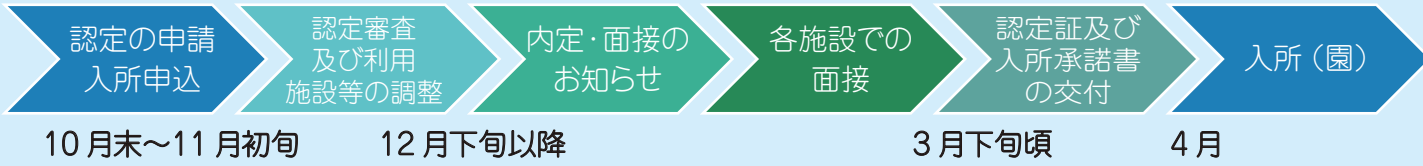
- 保育所（園）、認定こども園、幼稚園において、こどもの状況に応じて主治医との連携のもと、看護師が医療的ケア（導尿・吸引・経管栄養など）を実施します。
- こども1人～3 人に対して、一人の加配保育士（教諭）が配置されることがあります。
- 前年10月頃に各所（園）に保護者が申請し、看護師や保育士等の配置など、こどもへの支援方法が2月頃に決まります。



入園をお考えの場合、
早めに相談くださいね。

認可保育所（園）・認定こども園（保育所部・幼稚園部）

認可保育所（園）	保護者が就労または病気等の理由で、保育を必要とするこどもを預かることを目的とする児童福祉施設です。	芦屋市こども福祉部 こども家庭室 ほいく課入所係 ☎ 38-2128
認定こども園 （保育所部）	保育所と幼稚園の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。	
認定こども園 （幼稚園部）	保護者の就労の有無等に関わらず、幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援を行う施設です。3 歳児から 5 歳児までの 3 年保育と毎日の給食提供を実施しています。	
小規模保育事業所	定員が19人以下の少人数の環境で、0～2 歳児を対象に保育をする施設です。	



幼稚園

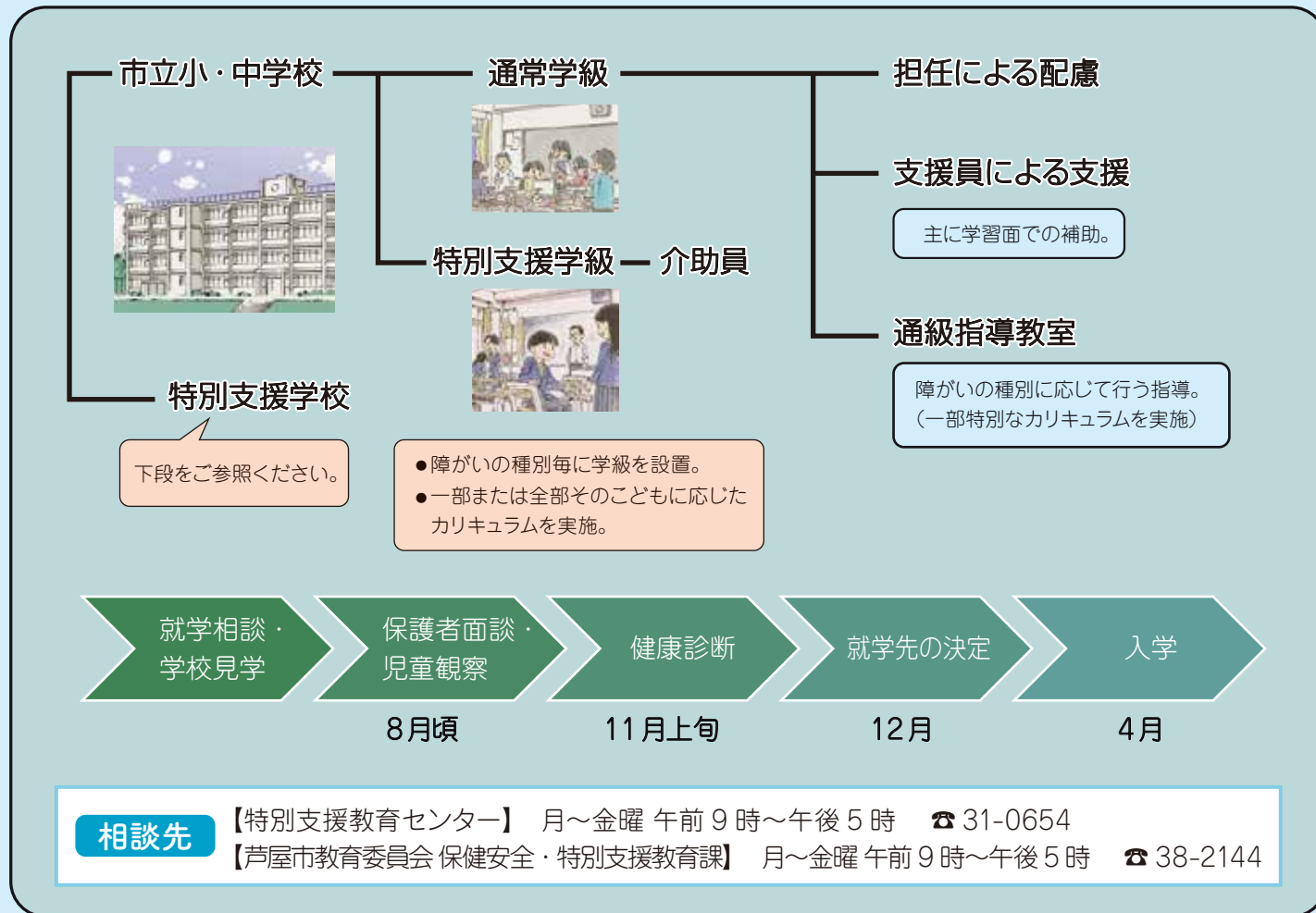
市立幼稚園	市立幼稚園では、4歳児と5歳児の2年保育を実施しています。幼稚園には園区の指定がありませんので、どの園にでも申し込みが可能です。 ※岩園幼稚園では、3歳児保育を実施しています。	幼稚園へ直接お問合せください。
私立幼稚園	3歳児から5歳児までの3年保育を実施しています。	幼稚園へ直接お問合せください。



具体的な日程等は園により異なります。詳しくは各園にご確認ください。

市立小・中学校における支援

市立小・中学校において、こどもの状況に応じて主治医との連携のもと、看護師が医療的ケアを実施します。



放課後児童クラブ

学校の放課後、保護者が就労等で昼間家庭を不在にする小学1年生から6年生を対象に、遊びを通して生活指導その他児童の健全育成を図ることを目的として、市内8公立小学校で実施しています。

相談先 【芦屋市教育委員会 青少年育成課】 月～金曜 午前9時～午後5時 ☎ 38-2110

特別支援学校（小学部・中学部・高等部）

特別支援学校は、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を習得することを目的とする学校です。障がいの種別によって施設・設備・教材等が整えられています。

相談先 【芦屋市教育委員会 保健安全・特別支援教育課】 月～金曜 午前9時～午後5時 ☎ 38-2144

高等学校等への進学

公立高等学校等進学にあたって学校の選び方や事前の流れなどを相談できます。
私立高等学校等については、直接学校にご相談ください。

相談先 【芦屋市医療的ケア児等コーディネーター】 月～金曜 午前9時～午後5時 ☎ 32-7530

事例

Aさん：18歳女性 二分脊椎・導尿 身体障害者手帳2級
家族構成：父、母、Aさん 出生時に脊髄髄膜瘤手術し、「下肢障がい」と診断、導尿が必要

